

令和元年 11 月 5 日

会員各位

再 送

滋賀県行政書士会 大津支部
支部長 栗田 久徳

大津支部研修会及び忘年会のご案内 (変更)

初秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、大津支部ではいわゆる相続法の改正に関する研修会を開催いたします。

今般、「民法及び家事事件手続き法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」並びに「人事訴訟法等の一部を改正する法律」、いわゆる相続法等が改正されました。行政書士は相続に関する業務を担う専門家として、法改正に関する知識を正しく身につける必要があります。そこで大阪弁護士会の藤井伸介先生に講師をお願いし、従来の相続手続きと法律改正後の相続手続きの違いに着目して、どのような点を専門家として注意するべきかをご講義いただきます。

この機会に相続について、より一層理解を深め、業務に役立てていただければ幸いに存じます。

また、少し早いですがあわせて忘年会を開催します。本格派の中国料理浜木綿で美味しい料理とお酒に舌鼓を打ちながら、この一年を振り返り、新年の更なる飛躍を記念して楽しい一夕を共にしたく存じます。

皆様ふるってご参加ください。忘年会の会場を変更していますので、ご注意ください。

◆研修会

1. 日 時 令和元年 11 月 30 日 (土) 13:30~16:50 (13:00 受付開始)
2. 会 場 滋賀県立武道館 大会議室
滋賀県大津市におの浜四丁目 2 番 1 5 号 (電話 077-521-8311)
3. 内 容 相続法等の改正について
4. 講 師 藤井伸介 先生 (弁護士)
5. 参加費 無料 (他支部会員、補助者は資料代として 500 円をお支払いください。)

◆申込締切日 令和元年 11 月 15 日 (金) ※延長しました。

◆申込方法 E メールまたは F A X でお申込みください。

- ・ E メールの場合 : 申込書を添付するか、内容を記載して申込下さい。
Mail : info@wada7772.com
- ・ F A X : 077-574-7773 (切り離さずにそのまま送信してください)
- ・ 担当 : 和田正俊 (電話 : 080-5357-1604)

◆忘年会

1. 日 時 上記研修会終了後、送迎バスにて移動します。(滋賀県立武道館 17 時出発)
2. 場 所 中国料理 浜木綿 草津店
滋賀県草津市矢橋町 2 3 8 番地の 1
3. 参加費 5,000 円 ※講師の藤井先生もご参加いただく予定です。

◆欠席の連絡

研修会当日における欠席の電話連絡は 090-8140-4494 山中章由までお願いします。

研修会・懇親会参加申込書

〈F A X 申込記載欄〉 参加希望の () 内に○印して下さい

| | | |
|----------------------------|-----|----------------------------|
| () 大津支部 | お名前 | 電話番号 |
| () 支部 | | |
| () 研修会に参加します [13 時 30 分~] | | () 忘年会に参加します [17 時 15 分~] |